

【問合せ先】

第五管区海上保安本部

警備救難部環境防災課

課長 中里 均

電話 078-391-6554 (内線 3310)



第五管区海上保安本部

平成 29 年 2 月 23 日

午後 2 時 00 分発表

「平成 28 年における海洋汚染の現状」について

平成 28 年における第五管区海上保安本部管内の海洋汚染の発生確認件数は 48 件で、平成 27 年の 64 件から 16 件減少しました。

内訳は、以下のとおりです。

船舶からの排出	26 件	(昨年比 8 件減)
陸上からの排出	9 件	(同 4 件減)
航空機からの排出	0 件	(同 2 件減)
赤潮	0 件	(同 2 件減)
その他	2 件	(同 2 件減)
不明	11 件	(同 6 件減)

- ・ 排出源の特定に至った 37 件のうち、26 件 (70%) が船舶からの排出
- ・ 船舶からの排出は 8 件 (30%) が海難、8 件 (30%) が故意、6 件 (23%) が過失による排出
- ・ 海洋汚染の発生確認全件数 48 件のうち、42 件 (88%) が油類による汚染

当管区では、海洋汚染を 1 件でも減少させるために、船舶からの排出については、海事関係者に対する海洋汚染防止に係る指導・啓発を行い、悪質なものに関しては取締りを強化するとともに、海難防止運動を引続き推進してまいります。また、陸上からの排出については、関係機関や自治体等と連携し対策を進めてまいります。

1 平成28年の海洋汚染の主な事例

(1) 船舶からの油の流出

平成28年3月13日午後9時過ぎ、高知県大月町柏島沖を航行中の貨物船（総トン数499ト、長さ約77m）が岩場に乗り上げ、船体に破口等が生じ搭載していた燃料油等（A重油等）が流出したものの。



(2) 工場からの汚水の排出

平成28年11月に高知県高知市仁井田に所在する、水産物加工工場から強い魚臭を放つ白濁した汚水が排出されたもの。



2 海上保安庁の今後の取組み

(1) 海洋環境保全の啓発指導・取締りの強化

海洋汚染の防止のためには、船舶からの人為的要因（故意・過失）による油の流出を阻止することが重要であるため、海事関係者、漁業関係者等に対して引き続き、海洋環境保全の指導・啓発活動を展開しつつ、故意による悪質な排出に対しては取締り等を強化し、海洋汚染の防止に努めます。

(2) 海難防止活動

海難に起因する船舶からの油の流出による海洋汚染が多数を占めることから、海事関係者、漁業関係者等に対して引き続き、海難防止を指導し、一度、海難が発生すれば甚大な海洋汚染を招くことを認識してもらい、海洋汚染の防止に努めます。

(3) 関係機関との連携

陸上で流出した油が川を流れ最終的に海に至るものや、河口、岸壁からの不法投棄など原因が陸上から発生するものについては、関係機関、自治体等と連携し各種企業等に対して、海洋汚染の現状を訴え、海洋汚染の防止の意識付け等対策の強化に努めます。



海事関係者に対する啓発活動



海難防止指導

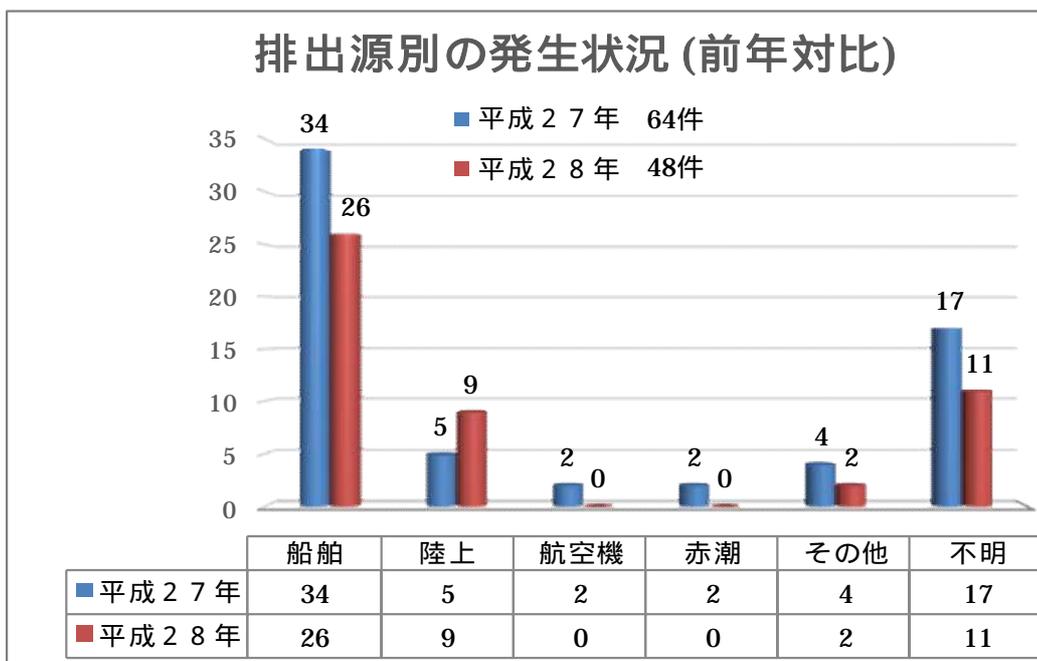
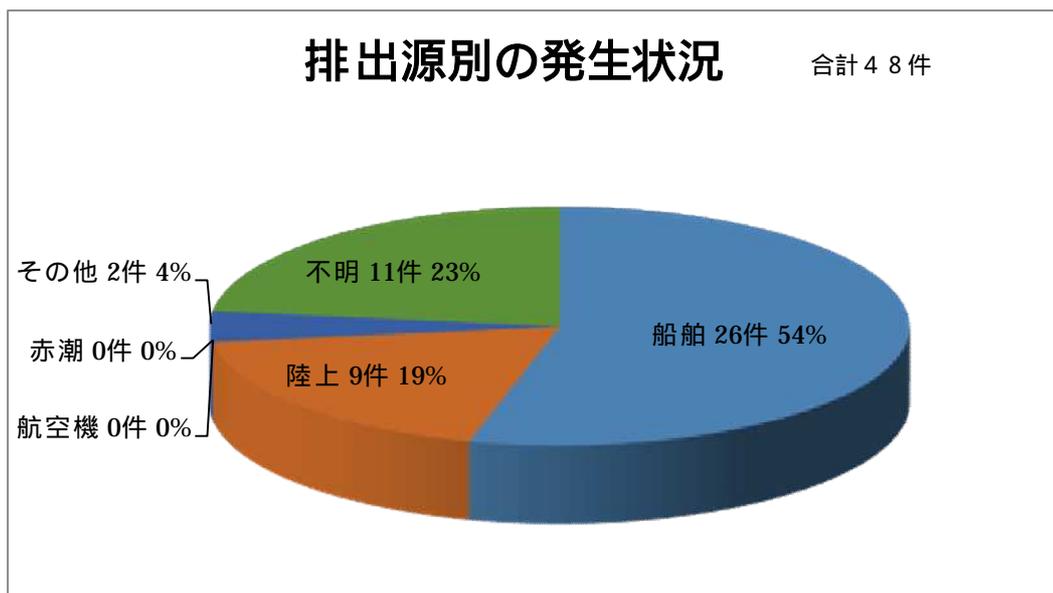


環境保全推進活動

別添 統計資料

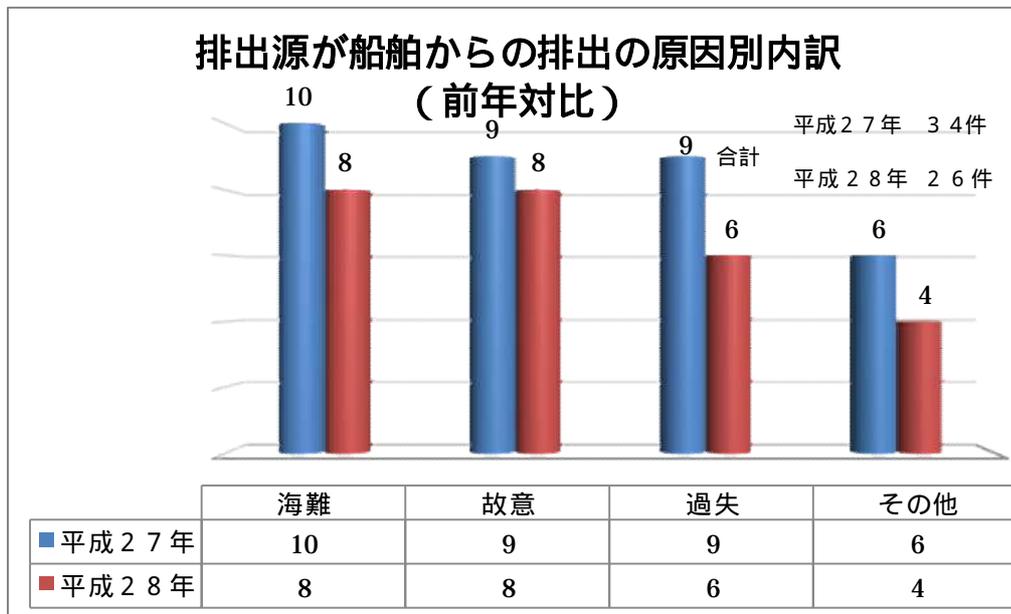
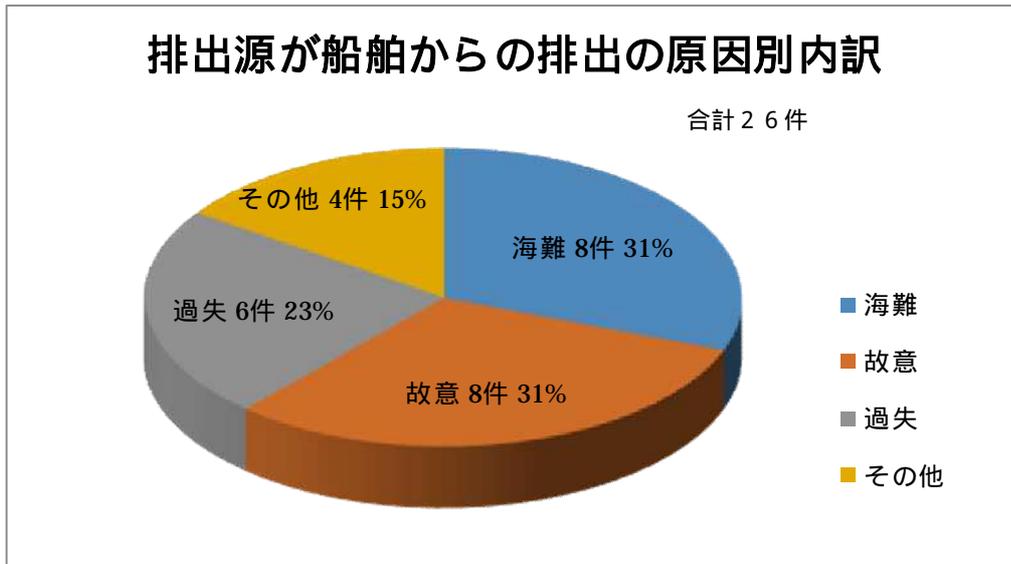
1 排出源別

発生確認件数 48 件を排出源別に見ると、船舶からの排出が 26 件、続いて不明 11 件、陸上 9 件、その他 2 件となっています。



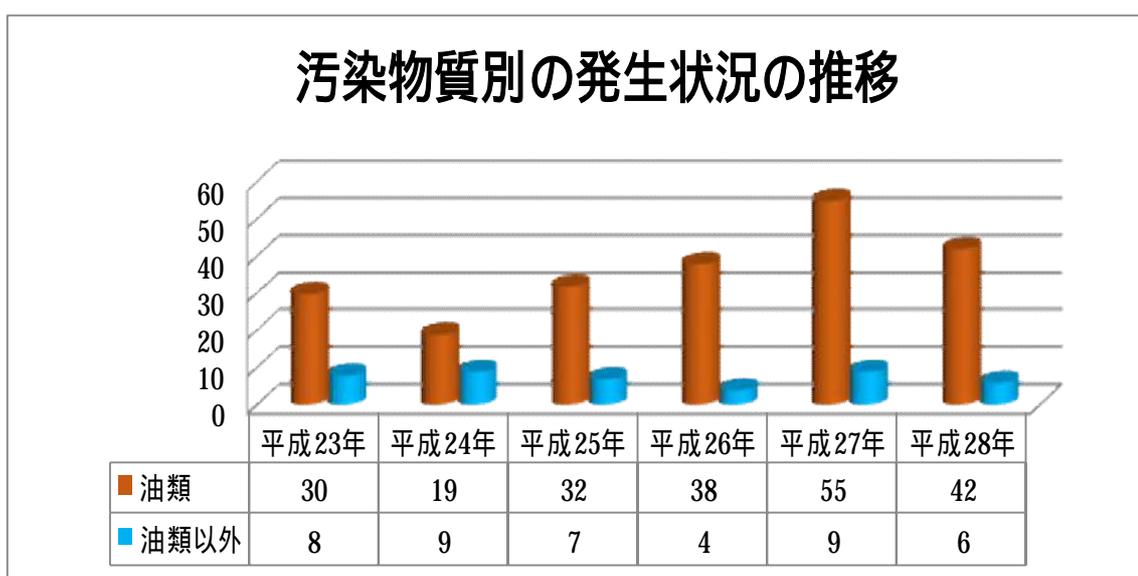
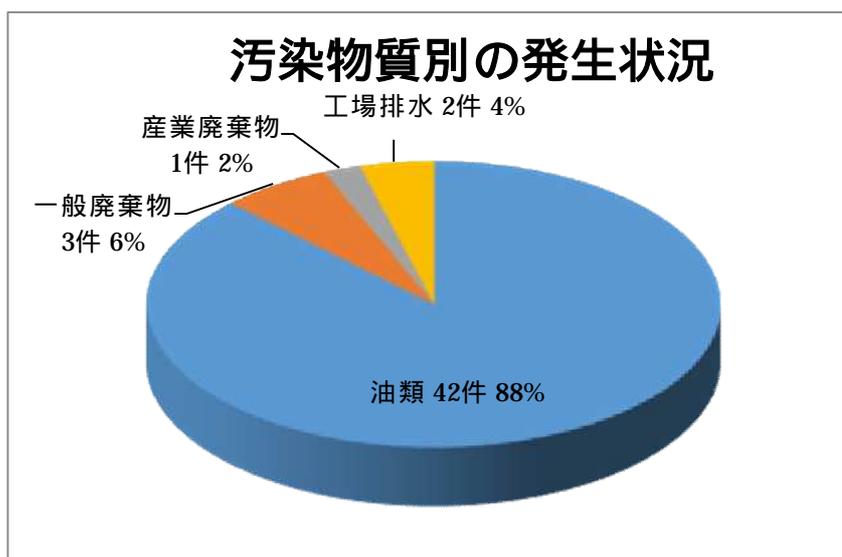
2 原因別

排出源が船舶からの排出の26件を原因別に見ると、海難8件（衝突2、乗揚げ3、浸水2、沈没（火災後）1）続いて、故意が8件、過失が6件、その他4件となっています。



3 汚染物質別

発生確認件数 48 件を汚染物質別に見ると、油類による汚染が 42 件で前年 55 件に比べ 13 件減少しましたが、全体の 88% を占めています。油類以外による汚染は 6 件で前年 9 件に比べ 3 件減少し、全体の 12% を占めています。油類以外による汚染 6 件の内訳は、一般廃棄物が 3 件、産業廃棄物 1 件、工場排水 2 件です。



4 海域別

発生確認件数 48 件を海域別に見ると、大阪湾が 19 件で全体の 40%、瀬戸内海東部（播磨灘及び紀伊水道）が 13 件で全体の 27%、続いて、本州四国南岸 16 件で全体の 33% となっています。

